

点検結果報告書(平成 21 年度実績版)の「総括」
(委員長試案)

1 水源の森林づくり事業の推進

13 総括（委員長試案）

(1) 水源林の確保・整備

- ・水源環境保全税の導入により、水源林の確保・整備が拡充され、計画どおり着実に進捗している。
- ・水源林の水土保全機能の向上に効果を発揮するまでに時間を要するため、長期のモニタリング調査が必要である。
- ・シカ柵内では林床植生が繁茂していることから、森林整備自体は効果があると評価される。
- ・丹沢地域のシカ柵外では林床植生が乏しいことから、シカの採食が課題である。
- ・したがって、シカの保護管理との連携が重要かつ効果的。森林に生息する動物に対する配慮も必要である。

*水源環境林として、目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか点検評価することが必要である。

*整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価が必要である。

*間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。

(2) 森林塾（人材の養成）

- ・事業の円滑な推進のために、森林整備量の増大や林業労働者の高齢化に対応した林業労働力の量的確保と多彩な森林づくりや間伐材の搬出促進に対応した林業労働力の質的確保が必要不可欠である。
- ・平成21年度に「かながわ森林塾」を開校し、人材育成に取り組み始め、就職者を輩出したことは評価できる。
- ・危険で厳しい林業の労働環境において、一人前に活躍できる人材を養成することは容易でないため、地道で息の長い取組みの継続が求められる。

*県が森林塾で人材を養成するよりも、業者に養成してもらった方が良い。

*県が森林塾を実施する目的やねらいを明らかにするとともに、例えば年齢制限を若い年齢に設定するなど、目的に沿った実効性のある取組とすべきである。

*森林の重要性を理解させることが重要。人材の養成には数年間の経験が必要で、途中で辞める人もいるが、森林塾は重要な事業として位置付ける必要がある。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

平成9年度から着手している水源の森林づくり事業について、水源環境保全税の導入により取組が拡充され、水源地域の間伐等による森林整備が、計画どおり着実に進んでいることは評価できる。しかし、こうした取組が水源林の水土保全機能の向上に効果を発揮するまでには、長期間がかかることから、今後、長期間にわたりモニタリング調査等を継続していく必要がある。

森林整備量の増大や林業労働者の高齢化に対応した林業労働力の量的確保と多彩な森林づくりや間伐材の搬出促進に対応した林業労働力の質的確保が必要となっており、本事業を円滑に推進するには、人材の養成・確保を図ることが必要不可欠であり、森林整備の担い手対策を重点的に行うべきである。県は、平成21年度に「かながわ森林塾」を開校し、人材育成に取り組み始めたことは評価されるが、危険で厳しい林業の労働環境において、一人前に活躍できる人材にまで育て上げることは容易なことではないため、地道で息の長い取組みを継続していくことが求められる。

また、現在の施策対象は私有林であるが、県有林や国有林と連携した森林整備を行うことも今後検討する必要がある。さらに、本事業ではシカの保護管理と連携して推進していくことが重要かつ効果的であり、また、森林に生息する動物に配慮することも必要である。

○事業の進め方等に対する施策調査専門委員会委員のコメント

- ・流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示し、森林再生 50 年構想と矛盾しないよう、実際の森林施業に反映させる必要がある。
- ・広葉樹林の整備にあたっては、「森林を確保以降、期限内に整備を行う」といった画一的な進め方は、見直す必要がある。
- ・作業道やモノレールについて、目標とする森林配置を捉え、全体的な路線配置計画を明確にする必要がある。
- ・作業の安全性に配慮しつつ、灌木やササの刈払をせず、林床植生を保全する水源林整備としての施業方針を徹底させる必要がある。
- ・水源の森林の整備にあたっては、溪流沿いの森林は、溪畔林整備指針を基本において、慎重に取り扱っていただきたい。

2 丹沢大山の保全・再生対策

13 総括（委員長試案）

(1) 土壌流出防止対策

- ・計画より前倒しで平成 19 年度に着手し、着実に進捗している。
- ・現時点での対策工ごとの施策効果が明らかになったことは評価。今後もモニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

(2) ブナ林等の調査研究

- ・ブナ林等の衰退原因の解明、立地環境モニタリングの継続を通して、ブナ衰退リスク判定技術の高度化、ブナハバチ大発生予測技術ならびに苗木更新技術の現地適応試験など、奥山域再生のための科学的知見の集積及び技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが課題である。

(3) 県民連携・協働事業

- ・県民協働型登山道維持管理協定を締結し、県民参加による保全活動の環境が整備されつつあることは評価できる。

(4) その他

- ・シカ管理等の丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して総合的に推進することが重要である。

【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

丹沢大山の保全・再生対策のうち、土壌流出防止対策については、当初計画より前倒しで平成 19 年度に事業に着手し、20 年度も事業実施した結果、これまでに全体計画に対して 41%の進捗を得ることができたことは評価できる。今後は、事業を計画的に進捗させるとともに、モニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

ブナ林等の調査研究については、ブナ林等の衰退原因の解明や立地環境モニタリングの継続を通して、ブナ衰退リスク判定技術の高度化、ブナハバチ大発生予測技術ならびに苗木更新技術の現地適応試験など奥山域再生のための各種技術開発を行い、今後の再生事業の実施に反映させていくことが課題である。

また、上記の事業以外にも、シカ管理をはじめとする丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して総合的に推進していくことが重要である。

○事業の進め方等に対する施策調査専門委員会委員のコメント

- ・ブナ林再生を目指すために、高標高域のシカ管理や希少種保全など自然再生の事業や調査を幅広く取り込むべき。
- ・植生保護柵などは、単に工事を進めるだけでなく、追跡調査や点検補修も、併せて実施することが必要。
- ・ブナ林等の調査研究は、長期にわたる計画的な調査研究の継続が必要で、このため、県民への説明を丁寧に行い、十分な理解を得る必要がある。

3 溪畔林整備事業

13 総括（委員長試案）

- ・平成 21 年度までに 5 流域で択伐等の森林整備や植生保護柵の設置等を実施した。
- ・今後はモニタリング調査を実施し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。
- ・溪畔林は、天然林が多く、過度に手を加える必要はない箇所もあるが、その状況により対応も異なる。
- ・全国的にも事例が少ないため、神奈川県先進的取組に期待したい。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

溪畔林整備事業について、19 年度は調査測量及び事業計画の策定を実施し、20 年度は 2 流域において、択伐等の森林整備や植生保護柵の設置等を実施した。今後も、事業を計画的に進捗するとともに、モニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

溪畔林は、箇所によっては、天然林が多く、過度に手を加える必要はないと思われるが、現状は様々であり、その対応も異なってくる。全国的にも事例が少ないため、神奈川県が先進的に取り組み、全国的に発信することが期待される。

○事業の進め方等に対する施策調査専門委員会委員のコメント

- ・溪流に沿った段丘に植栽されたスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化、沢の上下を分断する治山堰堤のスリット化、溪流の生息環境分断の負担軽減を試行する実験事業など、多様性に配慮した考えの下で、実験的な事業展開に期待したい。

4 間伐材の搬出促進

13 総括（委員長試案）

- ・毎年度の搬出量は段階的に増加。
- ・平成 21 年度までの搬出量が、目標量以下になったことは課題である。
- ・今後、着実な間伐材の搬出のために、県産木材の生産・流通・消費の循環を活性化、採算性のある効率的な事業展開が必要である。
- ・林内の林床や下層植生を痛めないよう配慮した搬出する方法が課題である。

* 間伐材搬出と水源環境としての森林の機能向上の関係を明らかにするとともに、水源環境保全に配慮した搬出がなされているかなど、搬出の量的側面だけでなく、搬出方法や内容面についても点検評価することが必要である。

* 間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。

【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

木材価格の低迷等に伴う林業不振の中、平成 19 年度は目標数量以上の間伐材を搬出することができたが、20 年度は年度末までに予定の伐採は終了していたが 2 月からの荒天のため搬出が出来ず市場等への出荷が 4 月・5 月になってしまい、目標に達成しなかった。

今後も着実に間伐材の搬出を行っていくためには、県産木材の生産・流通・消費の循環を活性化させるとともに、採算性を持った効率的な事業展開を図る必要がある。このため、生産面においては、搬出のための作業道を整備し、有効活用の面では、県産木材の利用、販路の開拓など消費を拡大する対策が必要である。

○事業の進め方等に対する施策調査専門委員会委員のコメント

- ・過度な間伐材搬出奨励は、ノルマ的搬出量に捉われ、基本に考える水源環境整備が疎かになる恐れがある。材の搬出は、将来の所有者による水源林整備に結びつくものにすべき。
- ・搬出奨励で「税」を用いる以上、伐採・搬出手法に関し、第三者に不信感を持たれないための手法やマニュアルも必要。

5 地域水源林整備の支援

13 総括（委員長試案）

- ・地域水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。
- ・市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、多様な手法で整備を促進することに期待できる。
- ・ただし、水源かん養機能の向上と地域特性に応じた整備の折り合いを付けることが課題である。
- ・森林所有者が契約終了後も適正に維持管理することができる仕組みづくりが必要である。
- ・市町村が選択する整備手法により、当初計画額に比べ事業費の大幅な増大と、事業進捗（整備面積）の遅れが課題。今後は、より適切な整備手法の再検討が必要である。

*水源環境林として、目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか点検評価することが必要である。

*整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価が必要である。

*間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。

【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、ボランティアによる森林整備など多様な手法で整備を促進することに期待する。また、森林所有者が契約終了後も適正に維持管理を行うことができる仕組みづくりが必要である。

市町村が選択する整備手法により、当初計画額に比べ事業費が大幅に増えている一方で、事業の進捗（整備面積）については計画どおり達成されていないことが課題である。今後は、より適切な整備手法について、市町村の計画を踏まえながら検討する必要がある。

また、他の森林整備やシカ管理と整合するよう進めていくべきである。

○事業の進め方等に対する施策調査専門委員会委員のコメント

- ・広葉樹林や沢沿いの溪畔林の取扱いについては、水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

13 総括（委員長試案）

- ・水質改善効果が見られる箇所もあるが、生活排水等の流入が見られる箇所もあることが課題である。
- ・引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。
- ・整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要がある。
- ・例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも1つの方法である。
- ・住民参加による維持管理や環境学習・教育の場となるような展開を期待する。
- ・生態系に配慮した河川・水路等の整備は、本来の川らしさが創出されていることは評価できる。
- ・直接浄化対策は、対策の必要性、期待する浄化効果、浄化対策法の選定等について慎重に検討する必要がある。

*生態的に配慮した整備は中長期的効果、直接浄化対策は短期的効果であり、施策の方向性を決める必要がある。

【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

河川・水路の自然浄化や水循環の機能を高めることを目的に、生態系に配慮した河川・水路等の整備及び河川・水路等における直接浄化対策について、自然浄化対策事業を実施した。

河川・水路の整備実施箇所では水質改善効果がみられる場所もあるが、生活排水などの流入がみられる箇所もあり、引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。

今後も、量（整備箇所数）と質（生態系保全または水質改善）両面を中期的に把握して評価することになるが、整備手法については、市町村の計画を踏まえ、効果を見定めながら、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要がある。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも1つの方法である。また、住民参加による維持管理や環境学習・教育の場となるような展開を期待する。

7 地下水保全対策の推進

13 総括（委員長試案）

- ・地下水を主要な水道水源として利用している8地域全てで、地下水保全計画を作成することが望ましい。
- ・地下水汚染箇所については、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施することが必要である。
- ・長期的にモニタリングを継続することが必要である。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

地下水を質・量とも保全していくことは重要であり、そのためには、地下水を主要な水道水源として利用している8地域(5市9町)すべてで、地下水保全計画を作成していくことが望ましい。また、地下水汚染箇所については、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するほか、長期的にモニタリングを継続することが必要である。

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

13 総括（委員長試案）

- ・全体的に事業進捗が遅れており、5か年計画の目標達成に向けて、今後、一層の整備の促進が必要である。
- ・相模原市では、現在、下水道計画区域の見直しの作業を進めており、ダム湖の水質を早期に改善するため、新たな計画区域については津久井地域の特性、費用対効果、整備の効率性などを総合的に判断し、区域設定を行うべきである。
- ・生活排水対策事業の効果把握のために、水質調査が重要である。
- ・生活排水以外の汚濁負荷の削減が課題である。
- ・エアレーションや植物浄化対策の効果的適用に期待。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

公共下水道の整備については、事業の1～2年目という事情を勘案しても、全体的に事業進捗が遅れており、5か年計画の目標達成に向けて、今後、一層の整備の促進が必要である。相模原市では、現在、下水道計画区域の見直しの作業を進めており、ダム湖の水質を早期に改善するため、新たな計画区域については津久井地域の特性、費用対効果、整備の効率性などを総合的に判断し、区域設定を行うべきである。したがって、それに応じた下水道普及率の目標の見直しが必要である。

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

13 総括（委員長試案）

- ・相模原市が個人設置型から市町村設置型に整備方針を転換したため、個人設置型の進捗率は低いですが、市町村設置型と個人設置型を合わせた整備事業は概ね順調であることは評価できる。
- ・相模原市が下水道計画区域を縮小し、市町村設置型の合併処理浄化槽による整備区域の拡大を予定していることから、整備基数の大幅な伸びが見込まれ、それに応じた目標数の見直しが必要である。
- ・生活排水対策事業の効果把握のために、水質調査が重要である。
- ・生活排水以外の汚濁負荷の削減が課題である。
- ・エアレーションや植物浄化対策の効果的適用に期待。

*相模湖・津久井湖周辺の高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するため、個人負担を軽減し、行政主導で進めた方が早い。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

合併処理浄化槽の整備について、山北町の市町村設置型による整備は 20 年度が実質的初年度であるため、進捗率は低いですが、相模原市の個人設置型による整備事業は順調に進んでいる。

今後、相模原市が下水道計画区域を縮小し、市町村設置型の合併処理浄化槽による整備区域の拡大を予定していることから、整備基数の大幅な伸びが見込まれる。したがって、それに応じた目標数の見直しが必要である。

10 相模川水系流域環境共同調査の実施

13 総括（委員長試案）

- ・本県の主要な水源である相模川上流は山梨県内にあるため、流域全体の環境保全を図るために、県外上流域対策に取り組む必要がある。
- ・現行5か年計画の相模川水系環境共同調査（私有林現況調査、生活排水処理方法実態調査、水質汚濁負荷量調査）の調査結果をもとに、対策を検討する必要がある。
- ・アオコの発生メカニズムや下水道からの排水の問題などについても、併せて検討する必要がある。

*山梨県対策について、田畑からの汚濁負荷が大きいので、田畑で使用する肥料を減少させることが必要である。

【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

本県の主要な水源である相模川上流は山梨県内にあることから、流域全体の環境保全を図るためには、県域を越えて上流域対策に取り組む必要がある。5か年計画では、県外上流域対策として事前調査を行うこととしており、平成19及び20年度は私有林現況調査と生活排水対策管理状況調査を実施し、また平成20年度から水質汚濁負荷量調査を開始した。今後は調査結果をもとに、どのような対策が有効かを検討する必要がある。

また、現在はアオコ対策として、相模湖・津久井湖において、エアレーションを実施しているが、対策を考える上で、アオコの発生メカニズムや下水道からの排水の問題などについても、併せて検討していく必要がある。

11 水環境モニタリング調査の実施

13 総括（委員長試案）

- ・森林のモニタリング調査（対照流域法等）について、21年度以降、事前モニタリングを実施し、現行5か年計画の期間中は、事後モニタリングの調査結果が出ないため、文献調査等で補完することが重要である。
- ・森林のモニタリング調査（人工林の現況調査）について、長期的な施策効果を把握するため、森林の整備前後のデータを蓄積し、検証することが課題である。
- ・河川モニタリング調査（動植物等調査）について、長期的な施策効果を把握するため、既存の公共用水域の水質調査等も参考にしながら、解析・評価することが課題である。
- ・河川モニタリング調査（県民参加型調査）について、県民の幅広い参加のために広報の充実が必要である。
- ・施策の評価を行うために、長期にわたる継続的なモニタリング調査が必要である。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

森林のモニタリング調査（対照流域法等）について、平成19年度及び20年度は、予定どおり調査の検討、観測施設の設置を実施した。調査地点の現況の把握が重要であるため、21年度以降、当面の間は順次、事前モニタリングを実施しているところである。したがって、5か年計画の期間中は、事後モニタリングの調査結果が出ないことになるが、その間は、文献調査等で補完することが重要である。

また、森林のモニタリング調査（人工林の現況調査）も21年度に実施している。今後は、長期的な施策効果を把握するため、森林の整備前後のデータを蓄積し、検証することが課題である。

河川モニタリング調査（動植物等調査、県民参加型調査）について、平成19年度は、予定どおり、調査計画の検討や過去の調査のデータベース化等を実施し、20年度は、県民会議の意見を反映した計画に基づき、相模川水系の調査を実施し、21年度は酒匂川水系の調査を実施している。今後は、長期的な施策効果を把握するため、既存の公共用水域の水質調査等も参考にしながら、解析・評価することが課題である。また、県民参加型調査については、県民が幅広く参加できるようにするため広報の充実が必要である。

施策の評価を行うためには、長期にわたる継続的なモニタリング調査が必要である。

○事業の進め方等に対する施策調査専門委員会委員のコメント

- ・生物による森林生態系の健全さの指標と評価手法を開発し、生物に視点を置いた効果検証にも取り組んでほしい。
- ・各種事業、モニタリング、調査研究等のデータを整理し、専門家やNGO等を交え、県民に開かれた形で、事業の効果と影響について、科学的な検証作業を行い、計画や事業を見直していく必要がある。

12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

13 総括（委員長試案）

(1) 事業の点検・評価について

- ・事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見など、多面的な評価を実施した。
- ・他の水源環境保全・再生施策との総合的な評価、事業検討、計画内容の修正、新たな施策の導入などの道筋が今後の課題である。
- ・事業モニターについて、委員の事前学習が必要であることが課題である。

* 県民会議の一層の積極的な参画により、県民の視点に基づくより効果的な事業評価システムの再構築が課題である。

(2) 市民事業の支援について

- ・市民事業支援補助金について、小規模かつ多数の団体に対する支援により、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待する。
- ・広域的・中核的団体の育成や専門性の高いNPO等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題である。

(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について

- ・公募委員を中心に、県民フォーラム開催やニュースレター発行など県民参加の面での成果として評価できる。
- ・県民フォーラムについて、都市地域住民の参加が少ないことが課題である。
- ・効果的な普及啓発や意見集約の方法などを検討する必要がある。
- ・ニュースレターについて、部数の増加、委員自らによる配布は改善点として評価できる。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

県民参加の仕組みとして、有識者・関係団体・公募委員を構成員とする「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置し、特定課題の検討を行う2つの専門委員会と、県民視点による広報や県民意見の集約を目指した3つの作業チームを組織し、活発に活動した。21年4月からは、新たな委員を含む第2期委員がスタートし、新体制で活動している。

（事業の点検・評価について）

事業の点検・評価について、事業の進捗状況からみた評価や専門的視点からのモニタリング調査結果に基づく評価のほか、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムにおける意見など、多面的な評価を実施した。

水源環境保全税以外を財源とする、他の水源環境保全・再生施策（森林経営関係や丹沢大山関係など）との総合的な評価、事業検討をどこで行うか。また、当初の想定と異なる事態について計画内容を修正したり、新たな施策を盛り込むなどの道筋をどうつけていくかを、今後の課題として考えていく必要がある。

事業モニターについては、委員の事前学習が必要であることが課題である。

（市民事業の支援について）

県民会議の提案により、平成20年度から制度化・実施された「市民事業支援補助金」については、小規模かつ多数の団体を支援することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待することができる。一方で、広域的・中核的団体の育成や専門性の高いNPO等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題となっている。

（県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について）

公募委員を中心に、県民フォーラムの開催やニュースレターの発行など県民参加の面でも成果を挙げることができた。

しかし、県民フォーラムについては、都市地域住民の参加が少ないという課題があり、効果的な普及啓発や意見集約の方法などを検討する必要がある。また、ニュースレターについては、印刷部数と配布方法に工夫が必要であり、増刷して、委員自らが県民に配布できるようにしたい。

このほか、委員の間の役割分担や、公募委員の役割の明確化なども課題である。

特別対策事業の総括（まとめ）

平成19年度歳入・歳出の状況

【歳入】			【歳出】	
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)			特別対策事業 事業費	
3,591,048千円			3,245,636千円	
基金運用益	893千円	→	基金等	347,630千円
寄附金	609千円		※20年度以降の財源として活用	
預金利子	716千円			
合計			合計	
3,593,266千円			3,593,266千円	

平成20年度歳入・歳出の状況

【歳入】			【歳出】	
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)			特別対策事業 事業費	
4,378,561千円			4,159,943千円	
基金運用益	1,745千円	→	基金等	570,184千円
寄附金	905千円		※21年度以降の財源として活用(このうち、20年度明許繰越の財源として327,085千円を充当)	
預金利子	1,286千円			
基金等	347,630千円			
合計			合計	
4,730,127千円			4,730,127千円	

平成21年度歳入・歳出の状況

【歳入】			【歳出】	
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)			特別対策事業 事業費	
4,045,221千円			4,114,948千円	
基金運用益	908千円	→	基金等	504,360千円
寄附金	2,610千円		※22年度以降の財源として活用	
預金利子	385千円			
基金等	570,184千円			
合計			合計	
4,619,308千円			4,619,308千円	

13 総括（委員長試案）

- ・平成21年度は税込40億円と前年度からの基金等を財源として、事業費41億円を執行。
- ・差額は基金に積み立て、22年度以降の財源とした。
- ・事業進捗状況は、県事業は概ね計画通りに進捗。
- ・市町村事業の一部では、計画に達しないものもあるが、5年間の中で地域にあった施策展開が図られることを期待する。
- ・長期のモニタリング調査による事業の効果と影響は、現時点で十分に把握することはできない。
- ・しかし、一部の調査結果から、事業の実施により一定の効果が認められる。
- ・県民会議は、第2期委員がスタートし、点検結果報告書（平成20年度実績版）の作成、山梨県内桂川流域の現地調査のほか、次期実行5か年計画に関する意見書を取りまとめるなどの活動を実施している。

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

この施策の19年度税込は36億円、事業費は32億円であった。差額は基金に積み20年度の事業費原資となった。20年度は税込44億円と前年度からの基金等を財源として、事業費42億円を執行した。差額は基金に積み立て、21年度以降の財源とする。

19～20年度の事業進捗状況は、県事業は概ね計画通りに行われた。市町村事業の一部では、計画に達しないものもあったが、市町村においてもしっかりと計画を作り、5か年の中で地域にあった施策展開が図られるものと期待する。

県民会議がスタートし、水源環境保全・再生の新たな県民参加の仕組みを作り、21年3月に第1期委員の総括として点検結果報告書を取りまとめた。21年4月からは、新たな委員を含む第2期委員がスタートしている。